

短期入所生活介護重要事項説明書
(医和生会ショートステイ)

令和6年6月1日現在

1. 法人の概要

法人名	医療法人 医和生会	
代表者氏名	理事長 山内 俊明	
所在地	福島県いわき市平谷川瀬一丁目16-5	
連絡先	Tel 0246-25-8181 Fax 0246-37-7571	
他の主な事業	通所介護（介護、介護予防・日常生活支援総合事業）	1ヶ所
	通所リハビリテーション（介護、介護予防）	1ヶ所
	認知症対応型通所介護（介護、介護予防）	2ヶ所
	訪問介護（介護、介護予防・日常生活支援総合事業）	1ヶ所
	訪問看護（介護、介護予防）	1ヶ所
	居宅介護支援事業所（介護、介護予防・日常生活支援総合事業）	1ヶ所
	小規模多機能型居宅介護事業所（介護・介護予防）	2ヶ所
居宅療養管理指導（在宅支援診療所）	1ヶ所	

2. 事業所の概要

(1) 事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	医和生会ショートステイ
介護保険事業所番号	福島県0770404473
所在地	福島県いわき市平谷川瀬一丁目19-7
連絡先	Tel 0246-24-0303 Fax 0246-24-0307
管理者氏名	高木 めぐみ
相談担当者氏名	草野 一生 菅野 翔平 松本 成美
事業の実施地域	いわき市（平地区〔草野・中央台・郷ヶ丘含む〕内郷地区・好間地区 四倉地区）※この地区以外にも相談に応じます。

(2) 職員体制

職種	常勤	非常勤	業務内容
管理者	1（兼務）	—	事業所の従事者の管理及び業務管理を一元的に行います。
医師	—	1（兼務）	ご利用者様の診察及び健康管理にあたります。
生活相談員	3（兼務）	—	ご利用者様の申込みの調整及び日常生活上の相談に応じます。
看護職	1（兼務）	—	ご利用者様の健康管理にあたります。
介護職	11（兼務）	1	日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
ユニットリーダー	2（兼務）	—	ユニットのケアに関する指導及び助言を行います。
夜勤職員	1	—	1ユニット毎に1名配置し介護業務を行います。
機能訓練指導員	1	—	ご利用者様の機能訓練を担当します。

(3) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
入退所時間	午前8:00～午後6:30
	ただし、送迎時間外の入退所は、家族送迎によるものとします。 尚、時間外は相談に応じます。
送迎時間	午前8:00～午後5:00

(4) 利用定員

利用定員	1ユニット10人とし、2ユニット20人を定員とする。
------	----------------------------

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	事業所の生活相談員、看護師、介護職員、機能訓練指導員等が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定短期入所生活介護を提供することを目的とします。
運営方針	<ul style="list-style-type: none"> 事業所の従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上お世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族も身体的及び精神的負担の軽減を図ります。 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。 事業所の運営に当たってはBCP(事業継続計画)を策定し、必要な体制の整備を行うと共に、規定回数の訓練、研修を実施し、大規模な自然災害や感染症などが起きた場合でもできるだけ業務を中断させないように準備を行い、中断した場合でも可能な限り速やかに業務再開を行う事ができるように努めるものとします。 職員等が個人として尊重され、人権を阻害されることなく、健全で快適な環境の下に業務を遂行できるよう、ハラスメントの防止および排除のための措置に関し必要な事項を定め、運営を行います。

4. 利用料金について

介護保険の適用がある場合は、所得に応じて利用料金の1割、2割、3割が利用者の負担額となります。ただし、保険料の滞納などにより、法定代理受領が出来なくなった場合、全額お支払い下さい。後日、当事業所から発行されたサービス提供証明書を地区保健福祉センターの窓口に出しますと9割、8割、7割払い戻しされます。尚、利用者の負担額については、利用料金概算表に記載しお渡します。

	認定区分	基本料金(1日)	送迎加算(片道)	若年性認知症利用者受入加算(1日)		
基本利用料金	要介護1	7,460円	1,840円	120円		
	要介護2	8,150円				
	要介護3	8,910円				
	要介護4	9,590円				
	要介護5	10,280円				
その他の加算料金	加算名称		加算料金		算定条件	
	在宅中重度受入加算		4,130円		居宅にて訪問看護の提供を受けていた方で、訪問看護事業所の職員が健康管理を行う場合に算定します。	
	認知症行動・心理症状緊急対応加算		2,000円(7日を限度として算定)		医師が認知症の行動・心理状態により在宅生活が困難で緊急にショートステイを利用することが適当と判断した場合に算定します。	
	機能訓練体制加算		120円(毎回)		専ら機能訓練指導員の職務に従事する看護職員を1名以上配置	
	サービス提供体制強化加算Ⅲ		60円(毎回)		常勤職員の占める割合が75%以上	
	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)		別途合計額に13.6%相当の介護職員等処遇改善加算が加わります。			
その他の料金	食費		1日1,700円(朝食500円 昼食700円 夕食500円) ※昼食・夕食のキャンセルは2時間前までとします。 朝食のキャンセルは前日の午後7時までとします。 ○食事時間:朝食8:00 昼食12:00 夕食17:00			
	滞在費		1日につき2,100円			
	個室テレビ使用料		1日につき200円			
	コンセント使用料		1日につき50円			
	Wi-Fi使用料		1日につき150円			
	日用品費		バスタオル1枚につき40円、フェイスタオル1枚につき20円			
	複写物の交付		1枚につき10円			
理美容代		実費				

前各号に掲げるもののほか、日常生活においても通常係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用をいただきます。前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)をいただきます。

5. 短期入所生活介護の内容

種 類	内 容
短期入所生活介護 計画の立案	ご利用中の介護計画を作成します。
食事	ご利用者一人一人の栄養状態や摂食の状況に応じた個別の対応を重視し、低栄養状態を予防します。
入浴	入浴又は清拭などを行います。利用日数により回数が異なります。
健康管理	ご利用中の健康管理を行います。軟膏塗布や外傷の処置も行いますので、必要物品はご持参下さい。
機能訓練	利用者の状況に応じて、日常動作訓練・運動機能訓練等を行います。
介護サービス	着替え、排泄、食事の介助、おむつ交換、体位交換、シーツ交換、移動の介助等を行います。
日常生活上の 相談・助言	利用者とそのご家族からの相談に応じ、可能な限り必要な援助を行います。
送迎	希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。

6. 料金の支払い方法

- ・下記支払い方法について事前に選択していただきます。その方法により、請求書にて、お支払いいただき、領収書を発行致します。
- 【お支払い方法】
- ①自動引き落としでの支払い（郵便局・銀行・農協）
 - ②現金による支払い

7. 介護サービスを受けるにあたっての留意事項

- ・短期入所生活介護の利用を希望される場合は、担当の介護支援専門員にご相談下さい。
- ・サービス利用中、個人での外出は出来ません。また、やむを得ず退出する場合は、管理者の許可を必要とします。
- ・施設内の居室、設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反するご利用により、破損などが生じた場合は賠償して頂くことがあります。
- ・施設内は全面禁煙のため喫煙はできません。
- ・施設内で、他のご利用者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮下さい。又、ご利用者様や職員への金銭、物品のやり取りもご遠慮下さい。
- ・入院や病気等によりサービスを利用できない状態が明らかになった場合、または正当な理由なくサービスの中止を繰り返した場合はサービスを休止とさせていただきます。サービス利用を再開される際には、以前と同様の内容等でお受けできない場合がございます。
- ・以下に記載する行為及びそれに類似する行為が、利用者又はその関係者からなされることにより信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービス中止や契約解除をすることがあります。
 - (1) 事業所の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
(パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、**カスタマーハラスメント**など)
 - (2) サービス利用中等に職員の写真や動画を撮影したり録音したりすること。
- ・暴風雨、降雪、台風、地震等により警報が発令された場合、事業者の判断でサービスを中止または時間を変更させていただくこともあります。その際には当事業所よりご連絡を差し上げます。

8. 緊急時の対応について

サービス提供中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかにご家族及び主治医に連絡する等の措置を講じます。

9. 事故、感染発生時の対応及び賠償責任について

- ・短期入所生活介護サービス提供で事故、感染が発生した場合は、速やかに利用者のご家族に連絡を行うとともに、必要に応じ市町村に連絡し、必要な措置を講じます。
- ・事業所は、短期入所生活介護サービスの提供に伴って、事業所の責に帰すべき事由により事故、感染が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。
- ・短期入所生活介護サービスの提供で事故、感染が発生した場合には、当法人で加入しております訪問看護事業共済会居宅サービス・居宅介護支援賠償責任保険で対応させて頂きます。その場合、保険対応を超えて補償等をご請求されましても、対応出来ませんので予めご了承下さい。

10. 衛生管理について

事業所は利用者・職員の健康を守るため、感染症や食中毒の発生、蔓延防止について委員会、指針の作成、研修の実施等体制の整備を行い、必要な措置を講じます。

11. 非常災害対策について

- ・防災管理者1名をおき、管理者は災害発生の未然防止に努め、かつ、職員の防災意識の植え付け・育成に留意し、くれぐれも災害による人身事故が発生しないよう最大限に配慮します。
- ・管理者は、施設の実態に即した防火管理体制の整備を図るとともに、全従業員の責任分担を明確にし、非常の際には迅速かつ円滑に機能するよう、その確認を行います。
- ・消火設備・警報設備・避難設備等の確認とこれらの設備が常時機能されているか点検を行います。
- ・従業員及び利用者に対して避難場所・避難経路など避難時における知識を周知させると共に、非常時に迅速かつ安全に避難を行えるよう有効な避難訓練を適宜実施します。
- ・消防機関・地域の消防組織等との連絡を密にし、避難消火等が円滑に行えるようにします。

12. 個人情報の保護及び秘密保持について

- ・事業所は、知り得た利用者の秘密及び個人情報については、契約中も契約終了後も正当な理由なく第三者に漏らしません。
- ・事業所は、個人情報の適切な取り扱いに努め、事業所での短期入所生活介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部へ提供する場合には利用者又はその代理人の了解を得るものとします。

13. 高齢者虐待・身体拘束について

- ・事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、委員会、指針の作成、研修の実施等体制の整備を行い、利用者の生命または身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに市町村へ連絡致します。
- ・事業所は、身体拘束についても同様に委員会、指針の整備、研修の実施等体制の整備を行い、必要な措置を講じます。

14. 相談・苦情について

(1) 当事業所相談・苦情担当

当事業所の短期入所生活介護に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

苦情受付担当	草野一生 菅野翔平 松本成美	TEL 24-0303
苦情解決責任者	高木 めぐみ	

(2) その他

市町村窓口	いわき市保健福祉部 介護保険課	いわき市役所内 TEL 22-7467
公的団体の窓口	福島県国民健康保険 団体連合会	福島市中町3-7 TEL 024-528-0040

15. 第三者評価

実施しておりません。

令和 年 月 日

短期入所生活介護の提供にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明致しました。

事業所 所在地 いわき市平谷川瀬一丁目19-7
名称 医和生会ショートステイ
説明者

私は、本書面により、事業所から短期入所生活介護についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所
氏名
代理人 住所
氏名